

熊本市放課後子ども総合プラン運営推進委員会委員の委嘱について

熊本市放課後子ども総合プラン運営推進委員会の委員を次のとおり委嘱したいので、議決を  
求める。

熊本市教育長 遠藤 洋路

区 分	氏 名	所属団体・役職等	任 期
学校関係	平山 裕之	熊本市小学校長会 ( 託麻西小学校長 )	2018 年 8 月 1 日 ~ 2019 年 3 月 31 日
PTA 関係	堀江 美穂	熊本市 PTA 協議会・常任理事	2018 年 8 月 1 日 ~ 2019 年 3 月 31 日

( 提案理由 )

熊本市放課後子ども総合プラン運営推進委員会運営要綱(平成27年6月26日施行)第3条及び第4条の規定により、熊本市放課後子ども総合プラン運営推進委員会委員を委嘱する為、熊本市教育委員会教育長事務委任等規則(昭和27年教委規則第6号)第1条第12号の規定に基づき教育委員会の議決を求めるものである。

これが、この議案を提出する理由である。



## 熊本市放課後子ども総合プラン運営推進委員会（案）

区分	氏名	性別	所属団体・役職名	備考
学校関係者	平山裕之	男	熊本市小学校長会 (託麻西小学校長)	新任
学校関係者	平生典子	女	熊本市小学校長会 (桜木東小学校長)	継続
PTA関係者	堀江美穂	女	熊本市PTA協議会 常任理事	新任
社会教育関係者	加藤貴司	男	熊本市地域公民館連絡協議会 副会長	継続
児童福祉関係者	津地尚文	男	熊本市民生委員児童委員協議会 理事	継続
学識経験者	山城千秋	女	熊本大学教育学部 准教授	継続
放課後児童クラブ 関係者	高橋りう子	女	こばと放課後児童クラブ	継続
放課後児童クラブ 関係者	米満典子	女	出水南小学校児童育成クラブ 主任支援員	継続
放課後子供教室 関係者	沖仁美	女	学びノート教室サポーター	継続

任期 2017年9月1日から2019年3月31日まで

後任の委員は、前任の残任期間である2018年8月1日から2019年3月31日まで

## 熊本市放課後子ども総合プラン運営推進委員会運営要綱

制定 平成27年 6月26日 市長決裁

改正 平成28年 3月25日 青少年育成課長決裁

### (趣旨)

第1条 この要綱は、放課後子ども総合プラン（平成26年7月31日付、26文科生第277号及び雇児発0731第4号）及び熊本市附属機関設置条例（平成19年条例第2号）第3条の規定に基づき設置する、熊本市放課後子ども総合プラン運営推進委員会（以下「運営推進委員会」という。）の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (目的)

第2条 運営推進委員会においては、全ての児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるように、地域の実情に応じた効果的な放課後児童クラブ及び放課後子供教室の実施に関する検討を行うものとする。

### (組織)

第3条 運営推進委員会は、委員15名以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 行政関係者
- (2) 学校関係者
- (3) P T A関係者
- (4) 社会教育関係者
- (5) 児童福祉関係者
- (6) 学識経験者
- (7) 放課後児童クラブ関係者
- (8) 放課後子供教室関係者
- (9) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める者

### (委員の任期)

第4条 委員の任期は2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

### (委員長及び副委員長)

第5条 運営推進委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によって選出する。

2 委員長は、会務を総理し、運営推進委員会を代表する。

3 委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、副委員長がその職務を代理する。

(会議)

第6条 委員長は、必要に応じて運営推進委員会の会議を招集し、その議長となる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(事務局)

第7条 運営推進委員会の事務局を教育委員会事務局教育総務部青少年教育課内に置き、次に掲げる関係課で組織する。

(1) 教育委員会事務局教育総務部教育政策課

(2) 教育委員会事務局教育総務部教職員課

(3) 教育委員会事務局教育総務部施設課

(4) 教育委員会事務局教学校教育部指導課

(5) 経済観光局文化・スポーツ交流部スポーツ振興課

(6) 教育委員会事務局教育総務部青少年教育課

2 事務局に作業部会を置き、部会長を、青少年教育課の主幹級以上の職員をもって充てる。

3 作業部会の構成員は、事務局の関係課における実務担当者とし、それぞれの所属長が指名する職員とする。

4 部会長は、作業部会を主宰する。

5 部会長に事故があるときは、青少年教育課長が指名する職員がその職務を代理する。

6 部会長は、必要があると認めるときには、審議事項に関係する職員を出席させることができる。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、運営推進委員会に関して必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年6月26日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。